

平成 30 年度第 3 回中間貯蔵施設における除去土壌等の減容・再生利用方策検討ワーキンググループ
議事録

1. 日時：平成 31 年 2 月 12 日（金） 15 時 00 分～18 時 00 分
2. 場所：味覚糖 UHA 館 TKP 溜池山王カンファレンスセンター カンファレンスルーム 4A
3. 出席者：

委員長：勝見 武（京都大学 教授）

委員：石田 聡（農業・食品産業技術総合研究機構 地下水資源ユニット ユニット長）

伊藤 健一（宮崎大学 准教授）

遠藤 和人（国立環境研究所 汚染廃棄物管理研究室 室長）

佐藤 努（北海道大学 教授）

万福 裕造（農業・食品産業技術総合研究機構 上級研究員）

宮武 裕昭（土木研究所 上席研究員）

横山 信吾（電力中央研究所 主任研究員）

吉原 恒一（環境再生プラザ派遣専門家メンバー）

環境省：藤井 政人 環境再生・資源循環局 参事官

新田 晃 環境再生・資源循環局 参事官

塩井 直彦 水・大気環境局除染チーム 次長

山田 浩司 環境再生・資源循環局 環境再生施設整備担当参事官室 参事官補佐

金子 悟 環境再生・資源循環局 環境再生施設整備担当参事官室 参事官補佐

合田 均 環境再生・資源循環局 環境再生施設整備担当参事官室 参事官補佐

木地本 直美 環境再生・資源循環局 環境再生施設整備担当参事官室 主査

川村 光司 環境再生・資源循環局 環境再生施設整備担当参事官室

傍聴者：農林水産省

国土交通省

林野庁

福島県

中間貯蔵・環境安全事業株式会社

除去土壌等減容化・再生利用技術研究組合

事務局：株式会社三菱総合研究所

4. 配布資料

資料 1 平成 30 年度中間貯蔵施設における除去土壌等の減容・再生利用方策検討

ワーキンググループ委員名簿

資料 2 平成 30 年度第 2 回中間貯蔵施設における除去土壌等の減容・再生利用方策検討

ワーキンググループ 議事録（案）

資料3 関係機関から挙げられた意見及びその対応案（主要な指摘事項の抜粋）

資料4 再生利用の手引き（案）に係る検討課題

資料5 福島県内における除染等の措置に伴い生じた土壌の再生利用の手引き（案）

資料6 福島県内における除染等の措置に伴い生じた土壌の再生利用の手引き 参考資料（案）

5. 議事内容

(1) 平成30年度第2回ワーキンググループ議事録（案）の確認（資料2）

勝見委員長：第2回WG議事録案については、メールで事前に委員各位へお送りしている。2月19日までに特段のご意見がなければ確定とさせていただきたい。

(2) 検討経緯及び今後の進め方について

環境省：第2回WGでの議論を踏まえて手引き案を修正し、関係省庁と福島県に意見照会を行った。資料3は、そこで頂戴した主な指摘事項を抜粋したものである。本日のWGの議論を踏まえて改めて手引き案を修正した上で、3月19日に開催が予定されている戦略検討会までの間で再度関係省庁と福島県に意見を伺う機会を作りたいと考えている。3月19日の戦略検討会でも意見を伺った上で、今年度のとりまとめとさせていただきたい。

(3) 関係機関から挙げられた意見及びその対応案について（資料3）

宮武委員：「検討する」という回答があるが、WGの中で検討するのか。

環境省：「No.1 法令上の位置付け」については環境省が検討する。「No.2 理解醸成等の必要性」についてはコミュニケーション推進チームを中心に検討を進めるが、技術的なことをご助言をいただくかもしれないため、その場合はご協力いただきたい。「No.4 農地における再生利用」は現在実施中の内容であるため評価は後日となるが、本WGに関連する検討すべき事項が出てきたら、実証事業の内容とともにご確認いただきたい。

吉原委員：「No.5 再生資材の溶出試験」について、「同等の環境下」とはどのような状況を指しているのか。

環境省：資料5の15頁、bをご確認いただきたい。第3段落に改良材の影響の観点で記載している。コメントがあれば改めて伺いたい。

佐藤委員：アルカリ環境下で粘土が破壊されることを記載したのは良いと思われる。一方で、最近セシウムボールのような不溶性微粒子の注目が高まっている。セシウムボールは基本的にガラスで、高アルカリ環境下では早く溶けてしまうため、粘土鉱物だけでなく、不溶性微粒子のことも記載したほうが良いと考える。セシウムボールの横に粘土鉱物があれば、粘土鉱物に吸着するため地下水を汚染することはないと思われるが、そこまで考えていることを示した方が良い。実際にセシウムボールを使って溶出試験を行った例はないため、どこかで確認する必要があるだろう。試験実施者が誰になるかは分からないが、試験を行うタイミング等を記載した方がよい。

勝見委員長：溶出試験の結果の評価はどのように行うのか。

環境省：溶出試験の結果の評価は参考資料に掲載したいと考えている。安全評価との比較ができるように整理したいと考えている。溶出試験の結果の取り扱いについて説明を追記する。

横山委員：参考資料に溶出試験の方法は記載しているか。

環境省：実証事業で同様の試験を行っており、参考資料の後半で実証事業について記載しているため、併せて記載するようにしたい。

横山委員：手引きの本文では「粘土が壊れて」という表現になっているが、構造の壊れ方は非常に緩やかであるため、溶出試験の期間が1日だった場合には粘土の構造が壊れる過程は見られないかもしれない。そのため、溶出試験の方法は重要である。

伊藤委員：試験は資材の利用者が行うのか。

環境省：基本的には資材の製造者が試験を行うことを想定しているが、何らかの理由で利用者側が試験をする場合もあるだろう。

伊藤委員：そのような場合だと、試験に利用した資材をどのように取り扱うのかという問題が発生する。製造側が引き取って試験を行うようにした方が良い。現場で試験することを許す場合には、データの管理だけでなく、試験に利用したものの管理についても記載しておくべきである。

環境省：資料5の32頁では、再生資材化実施者が要求品質を満たす再生資材を供給するため、再生資材利用者が品質調整を行う場合でも情報共有は行うことと記載している。情報共有をどこまで実施するか、また、試験に利用したものの管理について、記載方法を検討する。

宮武委員：資料3の2頁に記載されている福島県の再生利用そのものに対する意見について、(1)のような意見があるのはよく分かるが、このような意見を受け止めると、議論を止めることになってしまうのではないか。

環境省：ご指摘の通りである。再生利用の考え方をすぐに理解いただくのは難しいかもしれないが、考え方を整理して記載し、理解の獲得に尽力していきたい。

宮武委員：手引きの前提として合意が存在する。我々の前提と自治体・住民の前提が違うということは認識しなければならない。本検討を止めるというのも違う。また、手引きを盾に意見を押し通すのもおかしい。手引きが、どういう条件の合意を得られた場合の技術的な部分を確保するものであるということを、明確に記載した方が良いかもしれない。

環境省：資料5の2頁に、理解獲得に向けた取り組みの重要性について記載している。

勝見委員長：この手引きは合意が取れた前提の上に成り立っているが、福島県からのコメントを読む限り、そのことが伝わっていないように思える。本手引きの前提を明記すべきではないか。

環境省：追記するようにする。

伊藤委員：前回のWGでもコメントしたが、手引きを利用するタイミングを明記していただきたい。手引きは再生利用の考え方の国民理解を獲得した上で利用するものであり、国民に理解してほしいことを書くのは違うのではないか。

万福委員：本WGの場で福島県から頂戴したコメントについて議論すべきではないだろう。環境省と福島県で議論すべきことである。国・県・自治体の間で安全基準の認識が一致していないまま、住民に手引きの利用を押し付けてはならない。

宮武委員：手引きの前にその基準を整理すべきだと考えるが、その合意を取るのが難しい。現状は

基準となる値の認識に差があり、一方的に値を押し付ける気もないが、環境省の基準に対する合意を得た場合にはどのような値とするというように記載した方がよいのではないかと、値の根拠を整理しておけば、現在の環境省の基準から最終的な基準が変わる場合でも、整理が明確になるだろう。

石田委員：初期のWGでは、基準をクリアランスレベル付近に設定することも一案だが、それだと再生利用が可能なボリュームが小さくなるため設定しないということになったと記憶している。本WGでは8,000Bq/kg以下という基準で進めているため、議論を蒸し返すべきではない。福島県からのコメントに対しては、十分に説明し、理解してもらえないだろう。

環境省：福島県や国民の理解醸成は別途進めるが、本手引きは実際に再生利用を進める場合の技術的な留意事項を示すものとして検討を進めさせたい。

勝見委員長：手引きの守備範囲は明確に定められている。守備範囲外の部分にも課題はあるが、本WGで検討するターゲットではないという認識である。

(4) 再生利用の手引き（案）に係る検討課題について（資料4）

宮武委員：5頁のフローについて、現場を見据えたフローになっていないように思える。1について、安全性は技術的知見に基づいて確保されているというこれまでの流れがあった中で、最後にインフラ施設の重要性という論点を出してしまうと、そもそもインフラ施設に再生資材を利用するのが間違いであるというような議論を呼んでしまわないか。インフラ施設側としても、流出について批判されたとき「施設の重要性を鑑みてご理解ください」とは説明しにくいだろう。

環境省：流出するほど大規模な事態が発生してしまう可能性はゼロではないため、万が一発生した場合を議論するために示した極端なケースである。環境省の判断を待たずに現場で応急復旧を行わなければならない場合の考え方の例として示している。

宮武委員：そうだとすると、施設の重要性に照らして対策を判断するのは難しいだろう。例えば流出ではなく、交通量のある道路の法面に浸食が発生した場合はどうか。道路の下に埋められているものが見えてしまっているが、路面に影響はなく、今後法面の崩壊が道路に悪影響を与えることもない場合、どうするか。この状況に対して対策を取らないことにすると、覆土という存在の否定になるのではないかと。

事務局：亀裂が入っている箇所一般に一般公衆の人が近づかないよう、離隔する必要があるだろう。

宮武委員：そういうことをケース分けし、あるケースでは構造的に対処する、あるケースではソフトを作って対処するというような方針を大まかに決める必要がある。WGでは議論したが手引きには載せないということがあってもよいが、手引きに載せるより広い情報をWGでは資料として示し、議論する必要がある。手引きに載せるフローと議論のために利用するフローは異なる。手引きに掲載するのは代表的な1つのフローでよいが、ある程度想定されるものについては議論しておくべきである。

宮武委員：万が一の場合の応急復旧実施判断を、施設管理者に投げてしまっていないか。

環境省：再生資材化実施者と施設管理者の間で、状況に応じた役割分担をできる限り決めておく

のが手引きの役割である。フローの書きぶりの問題で有事の際の判断は施設管理者が行うように読めるが、実際にはそうではなく、手引きで事前に検討済みという前提がある。

宮武委員：資料3の「No.3、対応（案）」で「・・・と十分に協議を行う」旨を追記する。」とあるが、どこまで事前の協議でカバーし、どこからその場の判断でカバーするのかを大まかに決めておかないと、「十分に協議を行う」とは書けないのではないかと。なお、そのためにはある程度現場のフローを知っておく必要があるだろう。

環境省：具体的な事業をベースに示せば良かったが、良い事例を見つけることができなかった。ご指摘を踏まえ、5頁の「対策区分の判定」等を詳細にし、改めて相談させていただきたい。

佐藤委員：土木の分野では、異常発生時に施設管理者が具体的にどのような対策を取るべきかが詳細に定められたマニュアル等は存在するのか。

宮武委員：公式に出版されているものは存在しないだろう。そのため、公式に出版されているものを参考にするとどうしても漠然としたフローになってしまう。詳細に書くには、実際の現場の運用を調査する必要がある。実際の事業者へのヒアリング等を通して調べていただきたい。

事務局：個別の事例を調べることは可能だが、構造物の種類や事業者ごとに運用が違うことが想定される。事例を一般化することはどのように考えればよいか。

宮武委員：どこかで線引きをするしかない。また、例えば道路のフローが定まっていないことが分かったら、利用先として道路を設定するのを止めることになるのではないかと。

万福委員：ヒアリング不足は感じる。災害査定というものがあるので、参考になるだろう。現場の人は、5頁のフローを見てもなかなかスムーズには対応できないだろう。個別のケースを分析する際には、実証事業のケースで行っている想定も対象としていただきたい。また、構造改善時についても、分析対象に入れていただきたい。

事務局：実際に環境省が現在実証事業を実施している場所で、地元の施設管理者等へのヒアリングを含めてケーススタディを行うのがよいか。

万福委員：それも必要だが、放射性物質を含まない一般の道路で、災害時にどのような対応を取るのかをヒアリングするとよいだろう。

宮武委員：発注者が違って担当するコンサル会社は同じため、どの場所でも概ね手順は同じだろう。ただし、場所によって呼び方や微妙な手順が異なっている可能性がある。そのあたりまで調べられればよい。

石田委員：実際に災害が発生した事例に当てはめて、もしもそこに再生資材を利用していたらどうなるかという発想で検討すると良いだろう。

宮武委員：何時何分に誰が何をしたという情報は詳細に記録されている場合が多い。その方向から考えるのも一案である。

横山委員：手引きの中では再生資材化実施者・施設管理者・利用者の3者が定義されていたが、5頁のフローでは放射線関係専門家・維持管理業者・復旧業者といった新しい立場の人々が登場している。これらの人々の役割等は記載されているのか。

事務局：放射線関係専門家・復旧業者という言葉は手引きには登場していない。放射線関係専門

家は、災害時等で再生資材化実施者が現場に派遣する方々という位置づけで手引きに登場している。復旧業者・維持管理業者については、現場の動きをより深く知るために、今回新たに主体として登場させた。

事務局：本手引きは、再生資材の利用によって、現状の作業に加えて実施しなければならない作業を技術的に説明するものだとして認識している。その観点から注意すべきことは、放射線と除去土壌あるいは再生資材の管理である。事故が起こった場合について、一般的に想定される範囲での安全性評価を保守的に行っているが、個別具体の施設については、現場をよく見て、再生資材化実施者や利用者との議論する必要があるだろう。

宮武委員：基準を作る際には、それを受ける側が実際にできるかどうかが必要になる。手引きに書いて終わりではなく、できるかどうかの大まかな判断は実施すべきである。

環境省：過去の事例を基に具体的に検討する際には、どのような事例を抽出すべきかよく考える必要がある。また、1事例だったとしても、過去の事例を参考に手引きの評価をするのは重要と認識している。実証事業を参考にするのが最もリアリティのある検討になると思うが、実証事業の数は少ないため、事例の選定については検討させていただきたい。

横山委員：現状の5頁のフローだと、放射線関係専門家と維持管理者が調査を行うことになっているが、2者間の情報共有がうまくいっていないと問題がおこると思われるため、連携の仕方も検討していただきたい。

宮武委員：7頁の表2.2-1には確認できるものの精度や種類が違う様々な計測方法が書かれているが、その計測方法で何が確認できるのかが書かれておらず、どのような順番で測定していくのかが分からない。

事務局：ご指摘の通りである。記載方法を検討する。

宮武委員：7頁に「但し、設計・施工にあたり・・・ことに留意する。」とあるが、どうやって留意するのか。目的が分からない。

環境省：最低遮へい厚を維持し続けるというのが基本的な考え方になっている。安心いただくという観点で、遮へい厚が時間経過に伴い徐々に薄くなっても大丈夫ということを示すのは有用と思われるが、実際の運用としては最初に設定した最低遮へい厚は維持する方針である。

勝見委員長：「但し、設計・施工にあたり・・・ことに留意する。」が不要なのではないか。

石田委員：計測を再生資材化実施者が行うのであれば、結果を現場にフィードバックできると良いだろう。

万福委員：今の書き方だと、再生資材化実施者が来る前に、現場の人間が自分で埋めてしまうことも予想される。再生資材化実施者が行うことが分かるように表現を修正した方が良いだろう。

環境省：竣工点検、定期点検、臨時点検を例として示している。除去土壌由来の再生資材であるため、再生資材化実施者が何らかの形で管理する義務がある。実務上、維持管理の最中に小規模な異常が発生する可能性は否定できず、それを見据えた対策は整理しておくべきだが、点検は点検として必要と考えている。

吉原委員：「但し、設計・施工にあたり・・・ことに留意する。」と書くと、遮へい厚が少し薄く

なっても、放射能が減衰しているので問題ないと言っているように読者に受け取られ、責任放棄のように捉えられてしまう可能性がある。「豪雨等の影響によって遮へい厚が確保できない場合でも、修復するまでの期間は安全評価を行い、住民の被ばくがないことを確認する。なお、その際の放射能には減衰も考慮した値をデータとして利用する。」などと書けば、誤解を招かなくなるだろう。

環境省：安全確保の観点から見た一時的な遮へい厚の減少の意味を記載している部分になるため、表現については検討する。

勝見委員長：6、7頁は手引きに記載するのか。

環境省：6頁の表 2.1-1 は手引き（資料 5）の 35 頁に掲載している。7 頁の内容については、表 2.2-1 を整理した上で参考資料に記載することも考えられる。

宮武委員：資料 5 の 35 頁には、異常を見つける一般化したフローを記載した方が良いだろう。一般化したフローとは、「施設管理者が通常行っている点検があり、そこで異常が見つかったらその情報が来る。また、再生資材化事業者が行っている定期点検で異常が発見された場合にも情報が来る。一般の人からの通報も情報として取得する。複数の手段で異変を察知したら事業者が詳細調査に入る。」というようなフローであり、このように記載すれば信頼性を確保しながら維持管理を行っているという外部向けのアピールになるだろう。また、施設の定期点検は、管理者毎に最低でも年一回現地で確認すると記載すればよい。「基本的に再生資材化実施事業者が実施すべきはこのようなことだと本手引きは考える」と記載すれば、対外的にも納得されやすくなるだろう。それに続けて、点検方法としてはこのような方法がある、詳細調査としてはこのような方法があるということが示せれば、話の流れも良いだろう。

吉原委員：この辺りの説明は参考資料に回してもよいか。

宮武委員：参考資料でもよいが、いずれにせよ初めに行う様々な点検で異常が発見された場合には、再生資材化実施者が責任を持って詳細調査で評価するということを記載しておく、対外向けに納得度の高い説明になるだろう。

(5) 福島県内における除染等の措置に伴い生じた土壌の再生利用の手引き（案）及び参考資料（案）について（資料 5、資料 6）

横山委員：参考資料（資料 6）には品質検査項目毎に様々な試験が示されているが、それらの試験でセシウムを含む土壌を処理した場合に発生する廃棄物の扱いについても記載しておくべきである。

事務局：ご指摘いただいた点であったが、反映できていなかった。拝承し、反映させていただきたい。

横山委員：資料 6 の参考資料 4「要求品質に適合させるための主な改良手法」について、工法によっては、セシウムを含んでいるものを取り扱おうと、セシウムを濃縮させてしまうのではないか。一般的な方法としては存在しているも、再生利用にあたって適切でないものは表から除外した方が良いだろう。

事務局：焼成や溶融のような加熱温度だと確かにセシウムが揮散しまう。ご指摘の通り再生利用

には不適切だと思われるため、削除する。

万福委員：資料 5 の 28 頁「施設の安定性やメンテナンスに配慮した施工方法を検討することが必要である（例として、管渠が横断する場合について図 9 に示す）。」とあるが、図 9 ではどこが検討された部分なのかが分からない。

宮武委員：当該部分は、設計検査とは別に、本当に施工できるかを確認し、施工が難しいものは回避しなければならないという趣旨で記載されている。例えば盛土の中に固い芯のようなものがあつたとき、どのような手順で周辺を覆っていくかを示すのが施工方法となる。また、29 頁の図 9 を検討例として示すのであれば、安全裕度をもっと確保するべきである。また、管渠に必要な最低幅を把握した上で、そこから盛りこぼしても大丈夫な範囲まで離隔し、埋設することが施工時には必要となる。

宮武委員：資料 5 の 28 頁の説明だと、関係機関からいただいた質問（資料 3）の No.8 に答えられていないのではないか。資料 5 の 3.2 で安全裕度を何 cm とするのか規定しておくべだろう。

事務局：降雨による浸食等であれば、当該施設のある場所の 10 年降雨強度等に基づいて概算するしかないだろう。少なくとも、防災の観点ではそのように検討していると記憶している。通常の土木構造物では実施されていないことであると考えられるため、実施する場合にはこのような方法が考えられるという例を示している。

宮武委員：そうだとすると、通常行われていないことも説明しておくべきである。

宮武委員：取り扱う盛土等の重要度は誰が決めるのか。本手引きの中で規定しておく必要があるだろう。また、排水等についても触れている標準断面図は掲載した方が良いのではないか。手引きに書かないと、誰の責任でレベル 2 の設計をするのかどうか曖昧になるだろう。

事務局：資料 5 の 28 頁の解説の第 1 段落で、「設計にあたり、必要に応じて、・・・必要となる技術的協力・支援を行う。」と記載している。宮武委員のご指摘は、当該部分の具体的な中身になると思われる。個別の内容まで手引きの本編で記載した方がよいか。

宮武委員：過剰な対応を行っているとか会計検査の際に誤解されることが無いようにするため、レベル 2 を考慮するかどうかの判断基準を記載すればよい。環境省が基準を定めていれば、自治体も判断や説明がしやすいだろう。

勝見委員長：除去土壌を扱う関係上、使用先となる構造物の重要度に関わらず、レベルを一律にするべきと考える。使用先の構造物や環境ごとにレベルが変わってくるのは違和感がある。

宮武委員：レベル 2 を標準とすると記載するかはともかく、基本的に盛土は 5m を基本とする等の基準を定めれば、結果的にレベル 2 まで対応できるようになると思われる。

佐藤委員：土木工事に限ればそれで問題ないかもしれないが、農業利用もあるため、一概にレベル 2 と記載することはできないのではないか。

宮武委員：道路土工構造物技術基準の中では、万が一崩壊した場合の周辺影響まで考慮して道路の構造を決めることが定められている。道路が崩れた場合の周辺環境を検討する際、通常のきれいな土であれば土木的知見に基づいて施設管理者が判断すればよいが、施設管理者には放射線の知見はないため、環境省が基準を定めてあげないと判断することができない。

環境省：盛土の高さ等の基準は施設によって変わってくるだろう。一方で、そのように基準が違ってもできる限りきちんとしたものを作り流出の危険性を下げるといった基本方針がある

ため、その考え方が分かるような記載に修正する。修正方法は検討させていただきたい。

宮武委員：実務的な説明の際、断面や構造が変わることを受けて、追加でかかる費用について確認されることが予想される。手引きの中でできる限り明確に示した方がよい。

遠藤委員：資料5の6頁について、溶出試験を実施するのであれば、地下水及び公共用水における守るべき目標値を記載した後に、そのための溶出試験は以下のように実施すると説明すると流れが分かりやすいだろう。また、公衆被ばくの基準としている $10\mu\text{Sv/年}$ はクリアランスレベルと同等であるため、このような措置を講じることで、クリアランスレベルと同じような取り扱いができるという説明を記載してもよいのではないかと。

佐藤委員： $10\mu\text{Sv/年}$ は努力目標であるため、そのように書くのは難しいだろう。

遠藤委員：災害時の基準値は、例えば3か月間の被ばく量をこの値以下にしたいという基本的考え方に基づいて設定されているだろう。このような基本的考え方を記載すると、災害時の基準値の考え方が分かりやすくなるのではないかと。

遠藤委員：資料5の13頁・について、これらを措置として実際に行わなければならない事態が発生するのであれば、設計に反映させなければならないだろう。・を考えるにあたり、設計の段階でどのような対策を施すのが適切か記載していただきたい。

宮武委員：資料5の34頁について、具体的にどのようなシステムにするかは、手引きに掲載するかどうかはともかく検討しておいた方がよいだろう。

(6) その他

勝見委員長：本日のコメントを受けて対応すべき事項があるが、再度WGを開催した方がよいか。メールでのやりとり、もしくは関係者のみにご意見を伺うということも一案である。

環境省：現状の災害時のフローで不足している部分については、ヒアリング等を行うことにより補強し、より実際に近いフローを作成できればと考えている。コメントをいただいた石田委員や宮武委員に個別にご相談させていただいた上で、他の委員の方にはメール等で展開させていただきたい。

佐藤委員：3月19日に手引きの初版が公開されるとのことだが、初版の位置づけは説明する予定か。今後も改定が続くものであることをきちんと説明した方がよい。

環境省：手引きは今後適宜改正を進め、より良いものを目指していく性格のものと考えている。特措法や法規則の改訂を進める関係もあり、3月19日に公開する手引きは「手引き(案)」になると思われる。

宮武委員：それなりに内容のしっかりした手引きができ、現場をコントロールできると考えているが、手引きの出し方を間違えると事業が大幅に後退しかねない。手引きが曲解されることのないように、丁寧な説明を意識していただきたい。また、常磐道における再生利用の実証事業の件等、どこかで揉めている事例があると手引きまで反対されてしまう恐れがあるため、十分にご留意いただきたい。

環境省：常磐道における再生利用の実証事業は、南相馬市と相談させていただいているのが現状である。事業の特性上、住民理解を得るのに時間を要すると思われるが、十分に説明していくしかない。誤解を生じさせないように、丁寧に説明していきたい。

勝見委員長：安易に手引きを公開して問題になることは避けたい。周辺環境を慎重に整えていただきたい。

勝見委員長：本日の宿題事項については、後日委員に個別に相談させていただき、それを踏まえて委員長と環境省の方でまとめることとしたい。

以上